

令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	該当箇所 告示第 1 号の改正部分（暴露量に加え暴露濃度を含む規定への改正）および別表に新設される農薬有効成分（1 3 ジクロロプロペン 別名 DD）の評価基準全般。 意見内容 農薬の登録・使用基準の改正にあたり、農薬使用者への暴露評価にとどまらず、農薬の空中散布が土壌・水系・生態系・周辺住民に与える影響についても、総合的な評価基準として位置づけるよう求めます。 具体的には以下の点をお願いいたします。 空中散布を使用方法として認める農薬については、風による飛散土壌蓄積水系への流入リスクを評価基準の必須項目とすること 農薬使用者への暴露だけでなく、散布地周辺の生態系（土壌微生物 昆虫 水生生物）への長期的な影響評価を義務化すること 害虫 病害の発生について、農薬による対処に先立ち、発生原因の分析と根本的な予防策の検討を優先する仕組みをガイドラインに明記すること 理由 農薬、特に土壌くん蒸剤や空中散布農薬は、対象とする病虫害だけでなく、土壌中の微生物菌類 昆虫など、山や森や田畑の命を支えるあらゆる生き物に影響を与えます。 虫の被害 カビの被害 病害の多発には、必ず原因があります。土壌の疲弊、生態系のバランスの崩壊、自然の自浄能力の低下など、環境そのものが弱っているサインです。しかし現在の対策は、その原因を取り除くのではなく、農薬を繰り返し散布することで症状を抑え続けるものになっています。これは問題の根本解決にならないばかりか、土壌 水系 大気をさらに傷め、山と森の命を少しずつ奪い続けることとなります。 農薬が空中に散布されるとき、それは田畑の中だけに留まりません。風によって山の斜面へ、沢へ、湧き水へと広がります。土の中に蓄積し、雨とともに川へ流れ、やがて私たちが飲む水になります。この連鎖の果てに何が起きる	本告示改正は、農薬使用者に係る暴露評価に関するものであり、環境影響に関するものではありませんが、御意見を踏まえ、農薬の安全性の確保及び環境影響に関する現行の対応について考え方を以下に述べます。 農薬散布に伴う土壌、水系、生態系への影響については、現行制度において、御指摘の空中散布に限らず、農薬の使用による環境影響防止の観点から、土壌残留、水質汚濁並びに水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録の基準を設定しています。 農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。農林水産省は、全ての関係府省による審議の結果、使用基準に従って使用すれば人畜及び環境生物等に対して安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。 また、農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」において、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除（IPM）を推進しています。

	か、数十年・百年先を想像していただけないでしょうか。 山、土壌のろ過能力についても考えていただきたいです。山や森に農薬が繰り返し散布されると、地面に染み込んだ薬剤は、雨のたびに少しずつ土の中を移動します。土の中には、水を蓄え、ゆっくりとろ過しながら湧き水として地上に戻す、長い年月でつくられた層があります。農薬がその層に繰り返し蓄積し、土の中の微生物や小さな生き物が減っていくと、土本来の保水ろ過の力が失われていくのではないかと考えます。 実際に、かつてあった湧き水が涸れた、山の沢の水が以前と変わったという話を、各地で聞くようになりました。その原因が農薬だけとはい切れませんが、農薬を繰り返し使い続けることと、山の水が減ること 変わることは、無関係ではないと感じています。 農林水産行政に携わる皆さんも、同じ空気を吸い、同じ水を飲み、同じ自然の中で暮らしています。今の基準が、本当に未来の命を守るものになっているかどうか、どうか今一度、立ち止まって考えていただけないでしょうか。 農薬の評価基準を 人への暴露 だけで定めるのではなく、土と水と生き物への影響、そして原因に向き合うことなく農薬で対処し続けることの長期的なリスクまで含めた総合的な基準へと発展させることを、強くお願いいたします。 参考 根拠 農林水産省 農薬をめぐる情勢（農薬の環境影響評価に関する記述） 環境省 農薬の環境リスク評価について 国連食糧農業機関（FAO）農薬管理に関する国際行動規範（2014年改訂） 欧州食品安全機関（EFSA）土壌くん蒸剤の環境影響評価ガイドライン	
2	農業競争力強化支援法施行規則の一部改正案についての意見を拝送することをお許しく下さい。 早速、日本国内外にある農薬を日本で使用する時に、隙間のない酸素ボンベ付きの防毒マスクを着用しない限り、農薬なども口から体内に微量に入るので、暴露量だけでなく微量の農薬が体内に入った場合を知りたいので、日本国憲法第25条の規定に基づき健康で文化的な最低限度の生活を営み、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を実現するために、日本国内外にある農薬を使用する前に、農薬	本告示改正は、農薬使用者に係る暴露評価に関するものであり、農業競争力強化支援法施行規則の一部改正案に関するものではありませんが、御意見を踏まえ、農薬の安全確保に関する現行の対応について考え方を以下に述べます。 農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。 農林水産省は、全ての関係府省による審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。なお、登録に当たっては、農林水産省及び関係府省に設置される外部有識者で構成され

の毒性が人畜と農薬を使用しない植物が健康で文化的な最低限度の生活を営み、安定して一人一人が思う幸せを奪わないようにするために日本国内外にある全ての農薬と無農薬を実験動物のマウス、猿、線虫、ヤギの平均寿命まで体内に入れた時の体内農薬濃度の平均寿命までの推移と、体表に吹きかけた場合の体表農薬濃度の平均寿命までの推移を調べて、発がん性がどのように変化していくのか、健康に悪影響あるか、悪影響がないかの推移を調べて人の健康に悪影響がない安全なものを使用、加工、生産、販売、輸出入できるようになるまで、日本国内外の農薬の登録や使用、加工、生産、販売、輸出入を禁止し、調査の内容と結果をコンビニ、スーパー等でも知ることができるようにするための財源として累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で日本国内で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、第 2 次世界大戦の時に予算の 3 3 倍の費用を発行しても国家破綻しなかったのので今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で 1 京 8 5 1 3 兆円くらいまで原価 0 円で地域商品券を発行してゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように日本独自のものから何でも自給自足して、人手不足で困ることないように、知識ではなくて、仕事の技術ごとに小中高大学等で実際に生活する場所の仮想現実の世界や VR 上でも現実にある仕事をしてもらい、サービスを受ける人と前から仕事している人から見て、仕事の一部分でも一人前以上と見えたらいつでも仕事できるようにして、返還可能でサービスに使える地域商品券を選択的に日本に永住すると決めたすべての人に 1 年ごとにデザインを変えて、毎月 5 0 万円分から 1 2 0 0 万円分を発行して、支給したり、取りに来てもらったり選択できるようにしてから、1 年ごとに世界一の技術や人を実現するための予算を集めて予算内でできることをしてほしい。 以上、お忙しい中最後までご覧下さりありがとうございます。	る審議会等において最新の科学的知見に基づき、安全性評価等の審議が行われています。また、都道府県等と連携し、農薬使用者に対する適正使用に係る指導を行うことで、農薬の安全を確保しています。
---	---

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。